

青森県報

号外第十三号

平成十九年
三月十六日
(金曜日)

目 次

告 示

ふるさとの森と川と海保全地域の指定…………… (河川砂防課) …… 一

公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表…………… (河川砂防課) …… 三

告 示

青森県告示第百九十九号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	区 域
川内川流域ふるさとの森と川と海保全地域	一 森林 むつ市川内町高野山国有林七〇六林班、七〇七林班、七〇八林班、七〇九林班の内、七一〇林班、七一一林班、七一二林班、七一三林班の内、七二四林班の内、七二五

林班、七二六林班、七二七林班、七二八林班、七二九林班の内、七三〇林班の内、七三一林班の内及び七二四林班の内並びに同市同町湯野川山国有林七二五林班、七二六林班、七二八林班の内、七二九林班、七三〇林班、七三一林班、七三二林班、七三三林班、七三四林班、七三五林班、七三九林班の内、七四〇林班の内、七四四林班の内、七四六林班、七四七林班、七四八林班の内、七四九林班、七五〇林班、七五一林班の内、七五二林班、七五三林班、七五四林班の内、七五五林班、七五六林班、七五七林班、七五八林班及び七五九林班の内並びに同市同町田野沢山国有林七六〇林班の内、七六一林班の内、七六二林班、七六三林班の内、七六四林班、七六五林班、七六六林班の内、七六七林班、七七八林班、七六九林班の内、七七〇林班の内、七七一林班の内、七七二林班の内、七七三林班の内、七七四林班、七七五林班の内、七七六林班、七七七林班、七七八林班の内、七八〇林班の内、七八一林班の内、七八二林班、七八三林班、七八四林班の内、七八五林班の内、七八六林班の内、七八七林班、七八八林班、七八九林班、七九〇林班、七八八林班の内、七九九林班の内、八〇〇林班の内、八〇一林班の内、八〇二林班の内及び八〇四林班の内並びに同市同町福浦山国有林八〇五林班の内、八〇六林班、八〇七林班、八〇八林班、八〇九林班、八一〇林班、八一〇林班、八一一林班、八一二林班、八一三林班、八一四林班、八一五林班、八一六林班、八一八林班、八一九林班、八二〇林班、八二一林班、八二二林班、八二三林班、八二四林班、八二五林班の内、八二六林班の内及び八二八林班の内並びに同市同町曾古部山国有林八三六林班の内、八三七林班の内、八三八林班、八三九林班の内、八四〇林班の内、八四一林班の内、八四二林班の内、八四三林班、八四四林班の内、八四五林班の内、八四六林班、八四七林班の内、八四八林班、八四九林班、八五〇林班、八五一林班、八五

二林班、八五三林班、八五四林班、八五六林班、八五七林班及び八六三林班並びに同市同町板家戸国有林八六四林班、八六五林班、八六六林班、八六七林班、八六八林班、八六九林班の内、八七〇林班の内、八七一林班、八七二林班の内、八七三林班の内、八七四林班の内、八七五林班、八七六林班、八七七林班、八七八林班の内、八七九林班の内、八八〇林班の内、八八一林班、八八二林班、八八三林班、八八四林班及び八八五林班並びに同市同町民有林三一林班の内、三二林班の内、三三の一林班の内、三四林班の内、三六林班の内及び六五林班

二 河川

1 川内川の区域のうち、むつ市川内町福浦山一の二三地先から海に至る場所

2 板家戸沢の区域のうち、むつ市川内町福浦山国有林八一二林班い四小班地先から川内川との合流点までの区域

3 栓ノ木橋沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八六六林班い三小班地先から川内川との合流点までの区域

4 名目床沢の区域のうち、むつ市川内町福浦山国有林八一五林班い一小班地先から川内川との合流点までの区域

5 本潟貝沢の区域のうち、むつ市川内町福浦山一の一五二地先から川内川との合流点までの区域

6 潟貝沢の区域のうち、むつ市川内町福浦山一の一四八地先から本潟貝沢との合流点までの区域

7 上畑尻沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八六九林班ほ小班地先から川内川との合流点までの区域

8 下畑尻沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八六八林班い一小班地先から上畑尻沢との合流点までの区域

9 大利家戸川の区域のうち、むつ市川内町板家戸五二地先から川内川との合流点までの区域

10 半太郎沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八七〇林班い小班地先から大利家戸川との合流点までの区域

11 四家戸川の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八七八林班い一小班地先から大利家戸川との合流点までの区域

12 新三郎沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八八三林班に小班地先から大利家戸川との合流点までの区域

13 湯野川の区域のうち、目名川との合流点から川内川との合流点までの区域

14 福浦川の区域のうち、崑倉沢との合流点からむつ市川内町福浦山一の二三地先までの区域

三 海岸
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域

ア むつ市川内町川内四七七地内の点を基点として、南東方向に七十五メートル進んだ延長線の地点

イ アから北西方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

ウ イから北東方向に二百九十メートル進んだ延長線の地点

エ ウから北東方向に二百六十三メートル進んだ延長線の地点
オ エから南東方向に百五十八メートル進んだ延長線の地点

公

告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第七条第一項の規定により川内川流域ふるさとの森と川と海保全地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

川内川流域保全計画

平成19年3月

青 森 県

目 次

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項 1

1 川内川流域の概要 1

2 川内川流域の保全地域 2

3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要 5

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要 5

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項 6

第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項 8

1 清流管理指針 8

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項 12

3 森・川・海の維持・管理に関する事項 15

4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項 15

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

1 川内川流域の概要

流域の形状は、南北及び東西の距離が共に約20km程度で、南西部が一部欠ける不規則な四角形となっており、周囲を縫道石山（標高626.0m）、石山（標高504.2m）、朝比奈岳（標高874.0m）、秋山（標高631.4m）などの山々に囲まれている。

川内川は、下北半島の西部に位置する縫道石山（標高626.0m）の南側にその源を發し、むつ市川内町と佐井村との市村境付近を南流し、野平地区において、かわうち湖（川内ダム湖）に至り、そこからは「親不知渓谷」を経て流路を東に変え、畑地区において支川湯野川と合流する。その後、流路を再度南に変え、安部城地区に至るが、この間は川内溪流と呼ばれ、「大滝」「下戸小淵」等の景勝地がある。

安部城地区からはさらに南下し、八木沢などの中小支川を合せてむつ市川内町の中心部を貫流し、陸奥湾に注いでいる。

川内川は、下北半島で最大規模を有する流路延長29.2km（うち河川法に基づく指定区間延長27.6km）、流域面積203.4km²の二級水系の河川で、下北半島南西地域における社会、経済、文化の基盤をなす川である。川内川の流域は、そのほとんどがむつ市川内町域であるが、上流部のかわうち湖の北西部付近では、一部の地域が佐井村の区域となっているが、中流域の一部には親不知渓谷と川内川渓谷が見られる。流量は、春先の融雪期と梅雨期に多く、7月から8月の洪水期はやや少なくなるものの、比較的安定している。また、地質では、流域東部には恐山火山の噴出物が広く覆っており、西部及び上流域は起伏のある山地からなり、主として第三紀地層や火山岩類からなるグリーンタフ地域となっている。

川内川における横断工作施設は、獅子畑橋上流にある川内頭首工やその上流部に東北電力株式会社の岩谷沢取水口堰堤がある。その他には、本川及び支川の各所に設置されている砂防堰堤が中・下流域に多く設置されている。これらその他に大規模なものとしては、本川上流部に川内ダムがあり、川内川の洪水調節を行っている。また、渇水期間及び洪水期には河川環境保全等のため、魚類等の生息に配慮した放流が行われている。

川内川上流域の森林区域は、野平地区及びかわうち湖周囲並びに川内川の支川湯野川地区に位置し、ヒバ、ブナ等を主とする天然林から成っている。それを背景として下北半島固有の動植物が生息・生育している。また、かわうち湖北岸の上部は「下北半島国定公園」に指定されている。中流域は、「親不知渓谷」や「川内川渓谷」としてその周辺の溪畔林と一体となった景勝地となっており、多くの観光客が訪れている。下流域には、「川内川水辺のゾラムナード」などの河川公園や河口左岸の海岸に養浜や磯を取り入れた人工海浜である「かわうち・まりん・ビーチ」が整備され、夏季を中心に多くの市民に利用されている。

河川の整備状況では、河口から安部城地区までの下流域区間は、護岸が災害復旧工事により概ね整備されている。また、その上流部に設置されている川内頭首工、

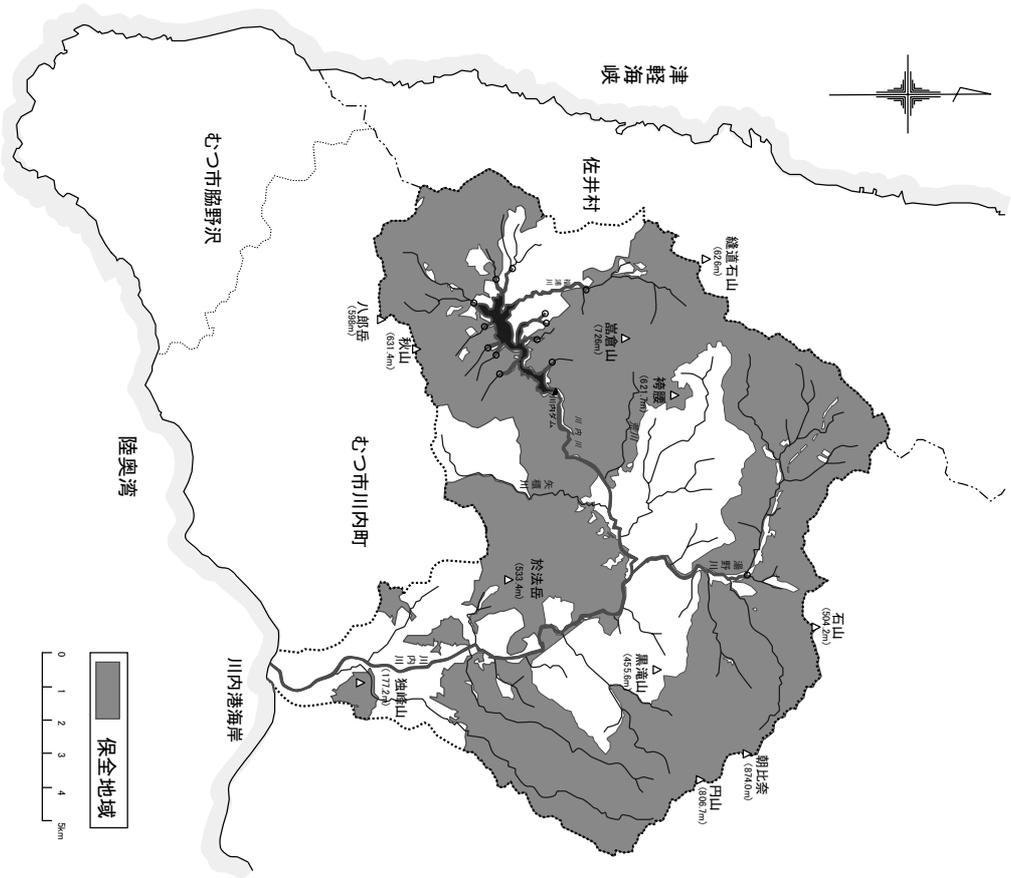


図 川内川流域と保全地域指定位置図

4

3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要
 森林の区域には、「下北半島国定公園地域」や「愛宕山景緑地保全地域」などの自然公園が設定されている。

川内川流域の植生は、現在、嵩倉山、袴腰山など山岳部に優先してブナ群落分布し、湯野川、荒川、矢櫃川、八木沢などの支川の上流域には下北半島を代表するヒノキスナロ（ヒバ）群落分布している。また、支川福浦川の中流域にはサワグルミ群落、湯野川温泉郷の湯野川河岸にはハルニレ・サワグルミ群落分布している。

鳥獣の生息は、全域で希少な哺乳類として特別天然記念物のニホンカモシカ、天然記念物のホントザル、ヤマネやニホンツキノログナが生息している。鳥類では、上流域には天然記念物のイヌワシの生息が、下流域の小倉平地区にはオオワシ、オジロワシ、ノスリなどの猛禽類やカワセミが生息している。また、川内川と八木沢の合流点はオオハクチョウの飛来地となっている。

河川の区域では、下流域は河口から安部城地区まで両岸が護岸されているが、安部城地区から上流はほとんどが自然河道で、大滝や下戸ヶ淵の見える川内川渓谷や、親不知采谷などの中流域は景勝地となっている。なかでも、下戸ヶ淵には甌穴（ポットホール）がみられる。

河川横断構造物として、上流域には川内ダム、中流域には砂防堰堤、発電所による取水堰などが位置し、川内ダムの上流部には、かわうち湖が広がっている。河川流域に生息する生物は、下流域ではシロウオとサケが遡上し、希少種のスナヤツメが生息する。また、その支流域にはトウホクサンショウウオや重要希少種のニホンザリガニの生息が、中流域にはカジカ、ヤマメ、エゾイワナ、タゴガエル、カジカガエルやゲンジボタル、ヘイケボタルが生息している。また、かわうち湖より上流域にはエゾイワナ、希少種のスナヤツメとカワシジギガイが生息する。

海岸の区域は、川内港海岸において養浜と磯場の調和された人工海浜が整備され、「かわうち・まりん・びーち」として多くの市民に利用されている。

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

森林の上流域の山岳部一帯は下北半島国定公園地域に指定されている。かわうち湖上流部の野平地区には、かわうち湖キャンプ場が、かわうち湖湖畔にはレイクサイドパークが整備されている。

中流域では、湯野川渓流沿いに古くから湯野川温泉郷があり、家ノ辺地区には、キャンプ場を備えた「むつ市森林公園」が整備されている。その下流の川内川渓谷には、大滝休憩所、下戸ヶ淵小公園や遊歩道が整備されている。また、周辺の森林はレクリエーションの森「せせらぎの森自然観察教育林」となっており、地元市民のほか県内外から多くの観光客が訪れる場所である。

下流域では、河口から安部城地区付近までは、両岸に水田、畑地や牧草地が続き、集落が川内川に沿って点在している。また、川内町市街地北部にある独峰山一帯は「愛宕山景緑地保全地域」に指定され、中畑橋沿いの河岸には「川内川心と体をいやす水辺空間公園」が、その下流川内橋沿いの河岸には「川内川水辺のプロムナード」

5

ド」などの河川公園が整備され、市民の憩いの場となっている。地域文化では、毎年9月に290年余りの歴史を持つ「川内八幡宮例大祭」が行われる。

河川では、中畑橋から新安部城橋までの区域と八木沢全域が魚類資源の保護のため禁漁区となっている。下流域には、サケ・マスふ化場があり、毎年サケが遡上してくる。また、毎年夏季に、川内川やかわうち湖ではヤマメつかみ取り大会や釣り大会が実施されている。

河川区域における魚類資源保護では、川内町内水面漁業協同組合による湯野川上流、川内川中・下流の獅子畑橋、八木沢、八木沢合流点の4箇所においてヤマメ、サケ・マスの幼魚の放流が行われ、春季、川内町漁業協同組合の協力の下、八木沢合流点において地元第二川内小学校児童によるサケの稚魚放流体験が行われている。流域での主な環境保全活動では、上流域の川内ダム及び野平高原キャンプ場において県・下北森林管理署・むつ市の共催により、地元川内5小学校児童の参加による「森と湖に親しむつどい」を毎年夏季に開催している。また、同じく共催により湯野川山国有林において「植樹祭」が開催されている。

中・下流域では、第二川内小学校が安部城鉱山跡を含む高野山国有林内の「遊々の森」（鉱山の森）を活用し、枝打ちによる林業体験学習を行っている。また、河口からセキレイ橋の区間において、川内町内水面漁業協同組合、むつ市川内町連合婦人会（兼川内町赤十字奉仕団）による河川の清掃活動が行われている。また、川内川銀杏木橋付近及び安部城沢において、第二川内小学校全校児童による水質調査が、川内町家ノ辺地区にある「ふれあい温泉川内」前の川内川河岸において、ほたるの里づくりをめぐらした「川内ホタルの里づくりの会」の環境保全活動が行われている。小倉平地区においては、下北野鳥の会が、冬季に川内川に渡ってくるワシなどの自然観察会を行っている。

海岸の区域では、川内町漁業協同組合、むつ市川内町連合婦人会（兼川内町赤十字奉仕団）、老人クラブ、わんぱくキッズクラブなどによる川内港海岸や「かわうち・まりん・びーち」での清掃活動が行われている。また、地元「NPO法人シエルフオレスト川内」は、平成16年に完成した「海と森ふれあい体験館」を拠点に地元小中学生等を対象に「自然ふれあい築校」や「磯の観察会」、川内川渓谷での「自然観察会」などを行い、体験活動・環境教育活動に努めている。

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

(1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な説話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にすることを旨とし、ふるさととの森と川と海との共生を積極的に図るとして考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさととの森と川と海との保全に努める。また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、川内川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得

ながら暮らせる特色のある川内川流域の姿を実現する。

(2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

ア パートナーシップによる連携体制の構築
保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、川内川流域における連携体制の構築を図る。

イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に川内川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

エ 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容的に確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる自然公園法、森林法、河川法等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づき保全上の審査を行い、ふるさととの森と川と海との保全を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、川内川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海との環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状態を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

川内川では各観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を県が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

区分	管理地点及び区間
公共用水域水質測定	川内橋 矢櫃大橋 湖鏡大橋
日常的清流管理	銀杏木橋付近 湯野川橋付近

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を青森県、むつ市及び流域住民が一体となって維持管理していくこととする。

保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

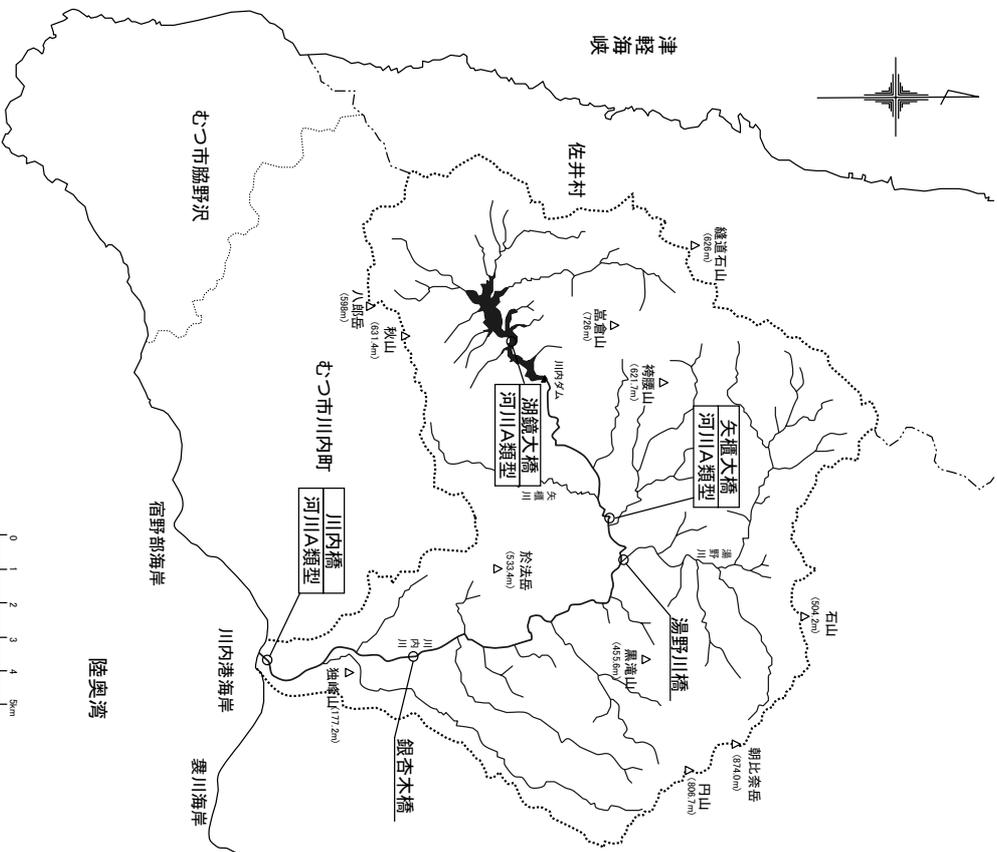


図 管理区間位置と川内橋・矢櫃大橋・湖鏡大橋観測地点

(2) 清流管理のための指標
ア 管理指標の設定

(7) 公共用水域水質測定
公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目 (pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数) を指標とする。

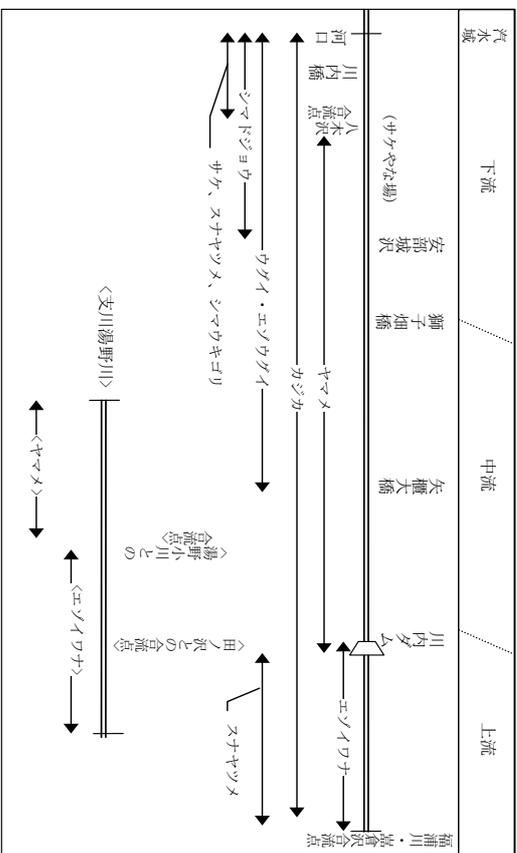
(4) 日常的な清流管理

- i 水量
目視による渇水時の流量を指標とする。
- ii 水質
流水の性状 (透視度、臭気等) を指標とする。
- iii 魚類
魚類の生息状況 (生息範囲、行動、浮上死など) を指標とする。
- iv 水生生物
別表「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。
- イ 管理すべき基準値
- (7) 公共用水域水質測定
生活環境の保全に関する環境基準を満足すること

管理地点	水質管理基準
川内橋	河川環境基準A類型 pH：6.5以上8.5以下 BOD：2 mg/ℓ以下 SS：25mg/ℓ以下 DO：7.5mg/ℓ以上 大腸菌群数：1,000MPN/100mℓ以下
矢櫃大橋	
湖鏡大橋	

(4) 日常的な清流管理

- i 水量
渇水時に瀬涸れ等が生じないこと。
- ii 水質
透視度、臭気等の異常がないこと。
- iii 魚類
既存調査で確認された種の生息範囲や行動に異常がないこと。
浮上死等の異常が生じないこと。



注1： は、支川湯野川区域

注2： 上・中・下流域区分は、次のとおり

下流域：河口から獅子畑橋下流までの川内川の区間
 中流域：獅子畑橋上流から川内ダム直下までの川内川の区間及び川内川との合流点から田ノ沢との合流点までの湯野川の河川区間
 上流域：川内ダムの上流区域及び湯野川の田ノ沢との合流点からの上流区域

図 既存調査による魚類の生息範囲の目安

表 水生生物による水質判定

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 ()	カワゲラ ヒラタカゲロウ ナガシトビケラ ヤマトビケラ ヘビトンボ アユ アミカ サワガニ ウズムシ
少しきたない水 ()	コガタシストビケラ オオシストビケラ ヒラタドロムシ ゲンジボタル ヘイケボタル コオニヤンマ ヤマトシジミ イシヌキガイ カワニナ スジエビ
きたない水 ()	ミスカマキリ タイコウチ ミズムシ イソコツブムシ ニホシドロソコエビ タニシ ヒル
大変きたない水 ()	セスジユスリカ チヨウバエ アメリカザリガニ サカマキガイ エラミミズ

下線部は、現地調査において確認されている種

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

(1) 森林の区域

- ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、区域の大半を占める国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。
- イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。
- ウ 川内川流域の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、森林保全巡視員、国有林森林ボランティアパトロール員、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。
- エ 「せせらぎの森自然観察教育林」、「遊々の森」、「むつ市森林公園」等において、地域住民並びに流域外の人々が共に自然と親しみ、憩いやすらく場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する。

(2) 河川の区域

- ア 上流域から下流域にかけては、希少種であるスナヤツム、カワシソジュガイなどの清流に生息する生物が、また、支流域には重要希少種のニホンザリガニ、カジカガエル、トウホクサンショウオ、ホタル類やカジカが見られるなど、多種多様な生物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息・生育環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、河川監視員、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。
- イ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民等との情報交換等により、自発的な住民参加のもとに環境保全活動や河川清掃を継続し、良好な水環境の保全に努める。
- ウ 地域住民等の理解と協力により、河川及び沿岸に生息・生育する魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全、及び河川の美化・水質の向上・維持に努める。
- エ 地元小学校によるサケ稚魚の放流体験や水質調査活動などにより、河川の自然環境の保全を推進する。

(3) 海岸の区域

- ア 行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや、地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。
 - イ 海岸の環境保全を図るため、河川及び海岸へのゴミ投棄防止に努める。
- (4) 全般的な保全施策
- ア パートナーシップによる取り組みの積極的な推進
 - イ 河川愛護制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・

川・海での住民参加・協力による保全に取り組む。

- (4) 流域の小中学校における児童による環境学習と連携し、清流管理指針の水生物・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。
また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。
- (5) 地域住民等と行政が協働してボランティアの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。
- イ 民間団体等の自発的活動の促進
- イ 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。
- (4) シンポジウム、学習会の開催等民間団体等の自発的活動の場を提供する。
- ウ ふるさと環境守人による支援
ふるさと環境守人による地域住民等のボランティア活動、観察、環境学習等への支援を行う。

(5) あるべき姿に向けた適切な創造

- ふるさととの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりにあたっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさととの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。
- 森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、川内川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての川内川流域に近づくように次のとおり取り組む。
- ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり
事業を実施するときは、もともとの森や川や海の状態を参考にし、動植物の生態系や自然景観に配慮した森づくりや川づくりや海づくりを推進する。
- イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり
イ 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。
- (4) 海岸については、沿岸域漂砂の動向だけでなく、山から海までを含めた河川流域とも 連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。
- (5) 注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり
希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。
- エ 地域住民との対話による森・川・海づくり
川内川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たって、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。
- オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり

関係行政機関との連携を密にし、他の事業者が関連する整備を行う場合に十分な調整を図る。

カ 持続可能な森づくり

中・下流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図る。また、フナ、ヒバなどを中心とした天然林においても択伐施業などによる適切な施業を行い、公益的な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。

キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり

上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。

(イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結ぶ回廊となるように配慮する。

(ウ) 魚類等の遡上・降下に影響のある河川横断工作物の改築にあたっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。

ク 連続した環境条件を確保した海づくり
海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、生息・生育の場や生物の多様性及び変動性に留意する。

(イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。

ケ 間伐材を利用した川づくり
森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。

コ 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施
事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。

カ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保

子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができ自然体験の場、遊びの場、憩いやすらぎの場、交流の場を創出する。

(イ) 誰もが安全に河川に近づき、身近に自然にふれることができるような整備を推進する。

(ウ) 誰もが海辺に近づき、身近に自然にふれあうことができるような整備を推進する。

(イ) 施設整備を行うにあたっては、地域にふさわしいものにする。

3 森・川・海の維持・管理に関する事項

(1) 現地での維持管理内容

ア ふるさと環境守人による巡視
ふるさと環境守人は巡回ルート及びその巡視方法・巡視エリア・巡視頻度を設定し、巡視する。

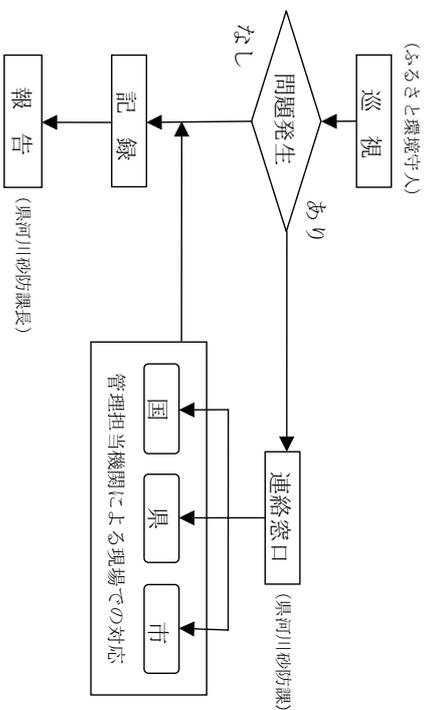
イ 報告

ふるさと環境守人は問題発生時に連絡する以外に巡視した結果を記録し、一月分をまとめて県（河川砂防課長）に報告する。

ウ 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森、川、海の管理担当関係機関及び関係市町村へ連絡を行い、管理担当機関等が現場で対応する。

(2) 現地管理体制と役割分担



4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

保全地域表示看板の設置
表示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質及び特定行為の内容を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭